

# 学校給食における 食中毒発生対応マニュアル

滋賀県教育委員会

令和2年9月改訂版

## ま え が き

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒に必要な栄養量を満たしつつ、安全かつ安心できる学校給食であることを基本に、それぞれの自治体や学校給食実施県立学校において実施されているところです。

しかし、平成8年に全国の学校給食現場において、腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件が発生し、従来の学校給食における衛生管理を根底から見直すことになりました。

文部科学省においては、この食中毒事件を機に「学校給食衛生管理の基準」を作成し、衛生管理の徹底を図っていたところですが、新しい学校給食法が平成21年4月1日に施行され、「学校給食衛生管理の基準」も一部改訂されて位置づけられました。

本県においては、平成10年8月に「食中毒発生対応マニュアル」を作成し、学校や共同調理場において食中毒が発生した場合のマニュアルを提示しているところですが、新たな学校給食法の施行により、本県のマニュアルも見直しました。

各市町教育委員会および学校給食実施校、共同調理場においては、食中毒(疑い)が発生した場合に備え連絡体制を整備するとともに、速やかに対応できるようにマニュアルの周知、徹底を図っていただくようお願いします。

## 目 次

I	食中毒発生時の対応ポイント	1
II	食中毒発生の疑いが生じた場合の対応	
1	把握すべき基本的状況	1
2	学校における対応方法	2
III	食中毒（疑い）の発生が確認された場合の対応	
	【学校の対応】	3
1	校内組織等による体制の確認等	3
2	学校運営上の対応	4
3	児童生徒への対応	4
4	教職員への指示	5
5	保護者への対応	5
6	教育委員会への連絡等	6
7	保健所への連絡	6
8	学校医への連絡	6
9	共同調理場への連絡	6
	《整えておくべき関係書類》	7
	《作成する関係書類》	7
	【共同調理場の対応】	8
1	状況の正確な把握	8
2	配送校から連絡があった場合	8
3	適切な判断と連絡	8
	【市町教育委員会の対応】	9
1	状況の正確な把握に基づく判断と連絡および指導	9
2	連絡体制の整備	9
3	今後の措置の決定	9
IV	腸管出血性大腸菌感染症による食中毒が発生した場合の対応	
1	児童生徒の出席停止	10
2	教職員の勤務	10
3	給食従事者から検出された場合	11
4	教育委員会の対応	11
5	学校の対応	12
V	ノロウイルス食中毒対策について	
1	調理従事者に下痢、嘔吐症状等、ノロウイルス感染の疑いがある場合	13
2	教育委員会の対応	13
3	学校の対応	13
4	地域や学校内でノロウイルス感染症の流行の兆しがある場合	13

## 【参考資料】

### 患者の早期発見のためのチェックポイント

1 児童生徒および教職員等の様子の把握	14
2 児童生徒および教職員の欠席状況の把握	15
食中毒発生時の緊急連絡体制（例）	16

## 【報告様式】

- (様式1) **速報** 学校（共同調理場）における食中毒（疑い）の発生状況
- (様式2) 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告
- (様式3) 発症者数報告書
- (様式4) 食中毒発生経過に関する報告書
- (様式5) 食中毒発生に関する指示事項の確認書
- (様式6) 学校における伝染病・食中毒発生状況報告
- (様式7) 食中毒連絡体制報告書

## I 食中毒発生時の対応ポイント

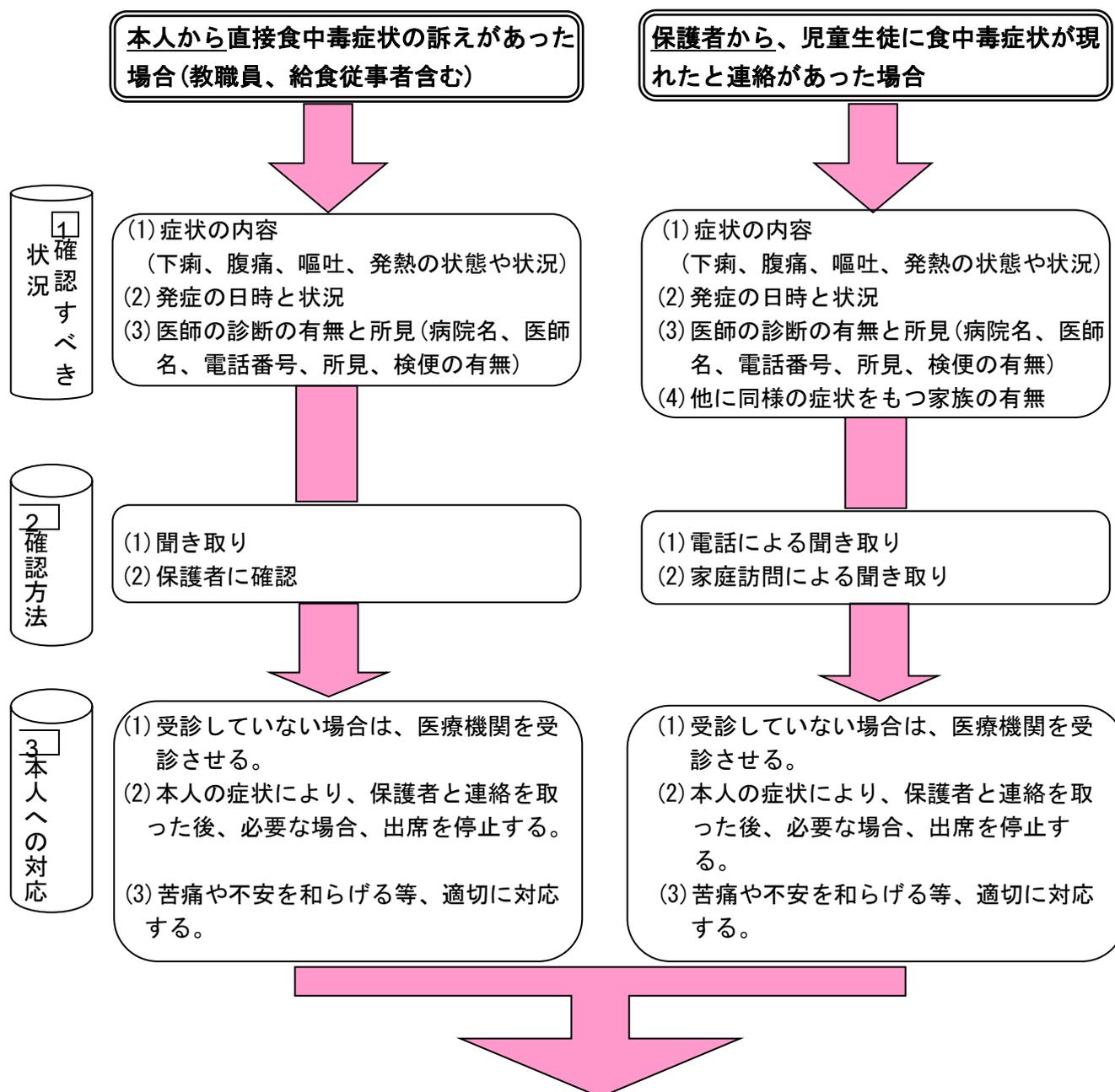
- ① 児童生徒および教職員の欠席状況を把握する。
- ② 正確に状況を把握し、的確に判断する。
- ③ 教育委員会および保健所へ報告する。
- ④ 学校医に指導助言を求める。
- ⑤ 発症の拡大防止に努める。
- ⑥ 原因究明のための適切な措置を講じる。
- ⑦ 給食後の児童生徒の健康状況に留意する。
- ⑧ 連絡窓口を一本化する。
- ⑨ 校長を中心に、教職員全員で対応する。
- ⑩ 迅速に行動し、誠意を持って接する。
- ⑪ 発症者への対応を最優先する。
- ⑫ 発症者のプライバシー、人権に配慮する。

## II 食中毒発生の疑いが生じた場合の対応

### 1 把握すべき基本的状況

- 発症者の特定と人数（学年別、学級別、男女別）
- 症状の内容（下痢、嘔吐、腹痛、発熱）
- 発症した日時と場所
- 学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- 医療機関への受診の有無  
（診察日時と病院名、所見、検便の有無）

## 2 学校における対応方法（2つのケース別対応）



<b>4</b> 教職員への連絡	(1) 同学級、同学年を中心に同様の症状を持つ児童生徒の確認をする。 (2) 他の児童生徒に動揺を与えないように確認する。 (3) 確認事項や情報は、素早く正確に、校長に報告する。
<b>5</b> 関係機関への連絡	(1) <b>教育委員会と保健所</b> へ発症の疑いがある時点で報告し、指示を受ける。 (2) 学校医へ報告し、指示を受ける。 (3) 状況がわかり次第、随時教育委員会へ報告する。
<b>6</b> 共同調理場への連絡	(1) 状況について報告する。 (2) 原因究明のための措置を依頼する。

### Ⅲ 食中毒（疑い）の発生が確認された場合の対応

#### 学 校 の 対 応

異常を訴える者や欠席者の欠席理由や症状に、腹痛、下痢、発熱、嘔吐が共通に見られるなど、食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期さなければならない。

また、混乱や不安を招かないよう配慮して対応すること。

#### 《校内における対応》

##### 1 校内組織等による体制の確認等

###### (1) 役割の確認

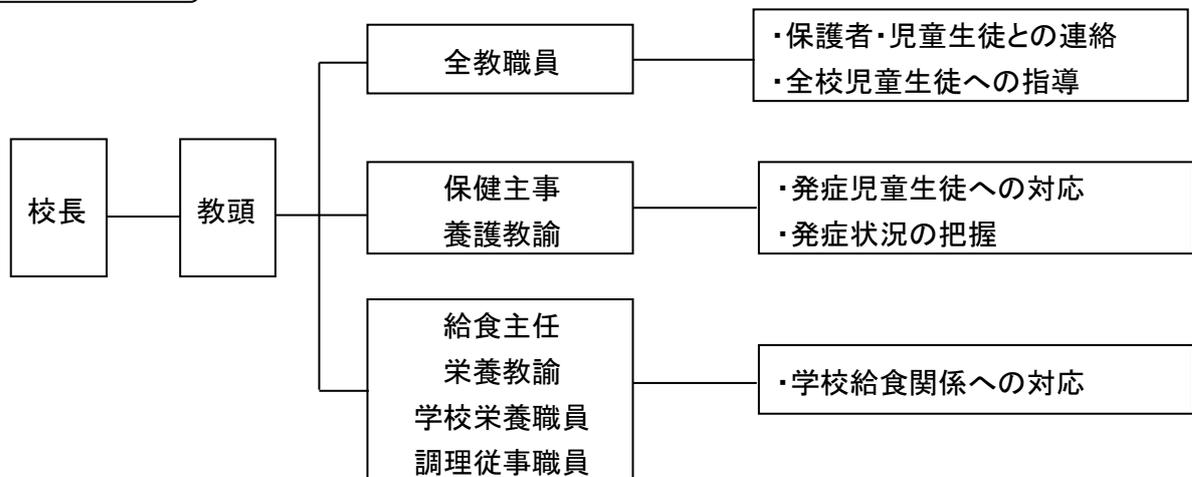
校長は、教頭、保健主事、学級担任、養護教諭、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員等の役割を再確認し、校内外の取組体制を強固にする。

教育委員会、保健所や報道機関には、管理職が責任をもって対応する。

###### (2) 緊急連絡

あらかじめ編成した連絡網を用い、情報を速やかに伝達する。その際、学校から各家庭に伝達する内容については、個人のプライバシーなどの人権の侵害が生じないように配慮する。

#### 校内体制（例）



## 2 学校運営上の対応

### (1) 医療機関の把握と確保

保健所、教育委員会、学校医の協力を得て、発症児童生徒数に応じた医療機関の手配や把握と確保

### (2) 当日の学校運営の措置

児童生徒の状況を把握し、判断・決定

- ①平常通りの運営
- ②放課後、全ての活動を中止しての一斉下校
- ③直ちに授業を打ち切り、必要な調査と指導をした後、一斉下校

### (3) 翌日以降の学校運営の措置

- ①平常通りの運営
- ②登校時間の繰り下げ
- ③臨時休業（学校保健安全法第20条）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、随時に学校の全部または一部の休業を行うことができる。

### (4) 学校給食の運営、実施

児童生徒の疾病の原因・健康状況・学校運営の見通しなど、教育委員会の指導や保健所の意見および指導、学校医の助言等を総合的に勘案して決定する。

措置を講じた場合、その期間や再開の条件を明確にし、保護者の理解と協力を依頼する。

また、食材の発注・納入に関する業者、学校給食会（主食）と乳業者へ連絡する。

- ①中止又は自粛（期間の明確化、弁当持参の有無）
- ②献立変更

### (5) 原因究明に係る事後措置

- ①原因究明に対する協力体制（保健所や教育委員会が実施する調査・検査への協力）
- ②保健所の指示の下に、児童生徒並びに教職員の健康状態および喫食状況の調査
- ③臨時学校保健安全委員会の開催により、児童生徒に対する保健衛生指導の見直し、今後の具体策を策定
- ④教育委員会の指導により、食中毒防止に関する施設設備、物資、調理、衛生管理について見直し、改善策を策定

## 3 児童生徒への対応

### (1) 全員の健康観察

### (2) 保健所の検便、喫食調査に協力

### **(3) 発症している児童生徒への対応**

#### **①登校している場合**

学校医や保護者と相談の上、症状の程度によって対応する。

ア 医療機関での診察と治療

イ 帰宅

ウ 保健室での休養と観察

エ 通常の学校生活

#### **②登校していない場合**

ア 学級担任および他の教職員が手分けをして家庭訪問し、状況確認をする。

イ 出席等の取扱いは、「欠席（病気）」となる。ただし、「出席停止」になる場合がある。

（学校保健安全法第19条）

### **(4) 児童生徒への指導**

緊急に全校集会等を開催し、適切な指導を行う。

#### **①食中毒の発生状況**

#### **②食中毒についての正しい知識**

#### **③手洗いの励行など健康管理面の注意事項**

## **4 教職員への指示**

### **(1) 教職員の招集**

必要上、休業日等に招集する場合は連絡網を活用

### **(2) 緊急会議の内容**

#### **①状況報告、説明**

#### **②今後の具体策の協議と確認**

#### **③役割分担の確認と共通理解**

## **5 保護者への対応**

### **(1) 情報提供と依頼**

①正確な発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管理の注意事項および今後の対策について、随時文書で周知する。

②児童生徒の健康状態に不安がある場合は、直ちに申し出るよう依頼する。

③保健所等の指示により検便、消毒、健康調査等を実施する場合は、その趣旨や実施方法を説明し、協力を依頼する。

### **(2) 質問等への回答**

①保護者からの質問等については、窓口を一本化し回答する。

### **(3) 発症児童生徒の保護者への対応**

①面会するなどし、今後の登校の可否については、医師の判断をもとに相談する。

## 《関係機関への連絡》

### 6 教育委員会への連絡等

#### (1) FAXで速報(様式1)を送る。

- ①食中毒(疑い)の発生状況
- ②発症児童生徒数
- ③主な症状
- ④保健所への通報の有無

#### (2) 指導の要請

教育委員会の指示を受け対応する。

#### (3) 継続的な報告

- ①発生状況について終焉するまで継続的に報告する。(様式2、3、4、5)
- ②終焉が決定した時は、「学校における伝染病・食中毒等発生状況報告」(様式6)を送付する。

### 7 保健所への連絡と協力

#### (1) 状況報告

食中毒の発生が疑われる時点で、教育委員会と連携の上、状況を報告し、助言を受ける。

#### (2) 協力

原因究明、被害拡大防止、二次感染防止等に関して、保健所の対応に協力する。

#### (3) 担当責任者の選定

立ち入り検査や来訪がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。

### 8 学校医への連絡

#### (1) 食中毒(疑い)の発生状況

#### (2) 発症していない児童生徒への保健指導

#### (3) 保護者に依頼すべき、児童生徒の健康管理に関する指導、協力事項

### 9 共同調理場への連絡

#### (1) 状況報告

発症状況について連絡する。

## 《整えておくべき関係書類》

ア 学校日誌	○日常の調理作業に係る諸帳簿		
イ 出席簿	ア 給食日誌	イ 食品発注簿	ウ 検収記録簿
ウ 従事者健康診断票	エ 中心温度記録簿	オ 配送記録簿	カ 検食簿
エ 児童生徒の健康観察記録簿	キ 保存食記録簿	ク 作業動線図	ケ 作業工程表
オ 児童生徒緊急連絡網	コ 使用水点検記録簿	サ 冷蔵庫等温度記録簿	
	シ 従事者の個人毎の健康記録簿		
	○その他書類		
	ス 献立表綴	セ 納入業者一覧表	ソ 調理室の平面図
	タ 定期および日常点検票（第1～8票）	チ 従事者検便結果	

## 《作成する関係書類》

ア 学校（共同調理場）における食中毒（疑い）発生状況 速報（様式1）
イ 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告（様式2）
ウ 発症者数報告書（様式3）
エ 食中毒発生経過に関する報告書（様式4）
オ 食中毒発生に関する指示事項の確認書（様式5）
カ 学校における伝染病・食中毒発生状況報告（様式6）

# 共同調理場の対応

## 1 状況の正確な把握

教育委員会や受配校、医療機関などからの通報、職員の発症や主訴などから食中毒および食中毒の疑いの情報が入り次第、関係各所と連絡をとり、状況判断のための必要な情報収集に努める。

## 2 受配校から連絡があった場合

### (1) 他の受配校へ状況の確認

他の学校の管理職に状況を確認。  
その際、混乱や噂が広がらないよう管理職と十分な連携をとる。

### (2) 教育委員会への連絡

情報は速やかに教育委員会へ連絡する。

## 3 適切な判断と連絡

### (1) 給食の実施について

- ①市町教育委員会、受配校、保健所との協議によって、適切な判断をする。
- ②措置の内容、方法、期間等について受配校と関係業者への確に、速やかに連絡する。
  - 給食の中止又は自粛
  - 献立変更による実施
  - 平常通りの実施
- ③児童生徒が喫食する前に事態が判明した場合は、最優先で各受配校に通報する。

### (2) 業務についての措置

- ①食材の発注や納入に関する業者、学校給食会（主食）と乳業者への連絡
- ②調理業務の停止や変更、配送の中止や緊急回収

### (3) 全職員の召集

- 全職員を緊急に召集し、状況を正確に伝え、待機を命ずるとともに、今後の措置や業務についての的確な指示をする。
- ①現状を保存する。（原材料と調理済み食品の保存食、食器具や施設設備、回収した食器具や残菜などは消毒や洗浄をしない）
  - ②関係書類を整備する。

# 市 町 教 育 委 員 会 の 対 応

## 1 状況の正確な把握に基づく判断と連絡および指導

速やかに必要な情報収集と正確な状況把握に努め、事態の推移を見据えた適切な判断に基づいて的確な措置を講じる。

- ① 児童生徒の保護を最優先する。
- ② 医療機関、保健所との連携を図る。
- ③ 学校運営について指導助言をする。(該当校および全校)
- ④ 給食運営について指導助言をする。(該当校および全校、共同調理場)
- ⑤ 報道機関の対応に配慮する。

### (1) 現地への担当者派遣

状況把握は電話に頼ることなく担当者を現地に派遣して早急に実態を把握する。

### (3) 県教育委員会への連絡

- ① 県教育委員会事務局保健体育課に連絡し、**様式1(速報)**を入れた後、**様式2**により概要や欠席状況等をFAXで報告する。
- ② **様式7**により県教育委員会と連絡・対応する者をFAXで連絡する。
- ③ 以後、終焉まで毎日、学校から報告があった**様式2、3、4、5**をFAXで報告する。
- ④ 終焉したら**様式6**を提出する。

### (2) 共同調理場と受配校への連絡

- ① 受配校で発生した場合は、共同調理場へ連絡し原因究明をするための適切な指示をする。  
ア使用食材および保存食の確認と保存  
イ使用食器や器具の現状保存  
ウ回収した残菜の保存
- ② その他の受配校へは、発生の概要を説明し、健康調査結果を求めるなどの情報収集を行う。

### (4) 管内の学校に対する指導

食中毒の再発や二次感染を防ぎ、いじめなどの不当な取扱いがされないよう必要な指導を行う。

## 2 連絡体制の整備

- ① 庁内衛生主管部(局)(庁内に「食中毒対策本部」が設けられたときは、同本部)との連絡を密にし、保健所、医療機関、学校、県教育委員会事務局保健体育課との連携体制を整える。
- ② 患者等の受入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、食中毒の二次感染の防止などに対応する。
- ③ 保健所等の立ち入り検査などが円滑に行われるように配慮し、立ち入り検査が行われる際には立ち会う。

## 3 今後の措置の決定

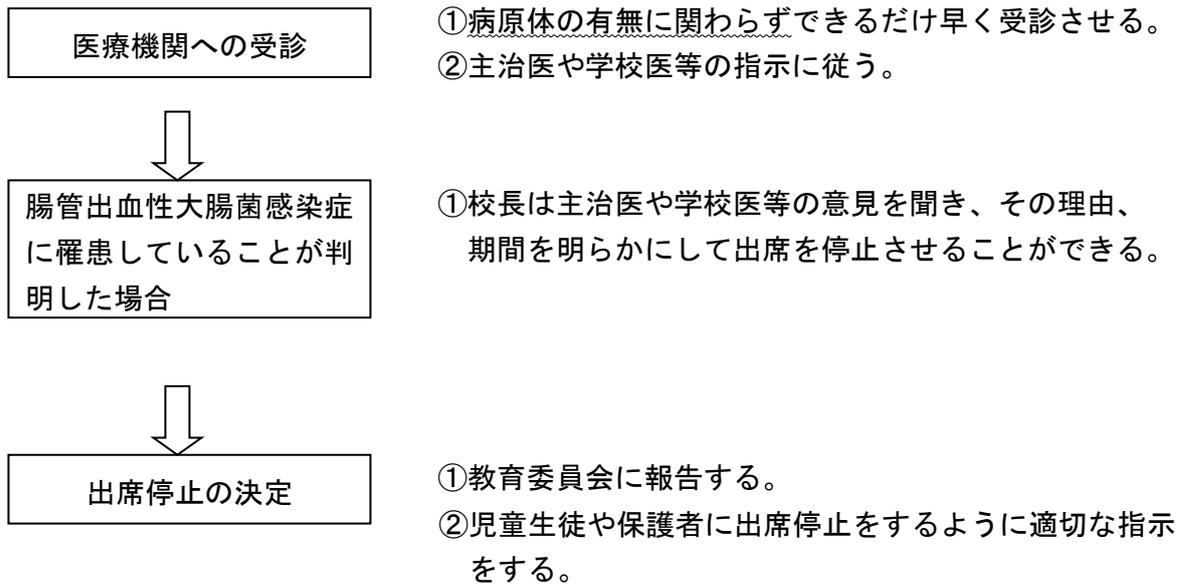
措置の決定については、保健所、庁内の保健衛生主管課、医師等の意見を参考にする。

## IV 腸管出血性大腸菌感染症による食中毒が発生した場合の対応

平成8年8月20日付け文体学第168号文部省体育局通知  
「腸管出血性大腸菌感染症の学校保健法上の取扱い等について」

### 1 児童生徒の出席停止（学校保健安全法第19条）

#### （1）児童生徒が腹痛、下痢、血便などの症状を示す場合



#### （2）激しい腹痛を伴う頻回の水様便または血便などの症状がないのに、検便結果で腸管出血性大腸菌が検出された場合

校長は保護者、学校医等から児童生徒等の身体の状況をよく聞き、むやみに出席停止の措置をとることのないように対応する。

児童生徒等に対して、手洗いの徹底等、保健指導を適切に行う。

### 2 教職員の勤務

#### （1）勤務

- ①症状の有無にかかわらず、検便結果で腸管出血性大腸菌が検出された場合、主治医や学校医から本人の身体状況を聞き、勤務に支障がなく、また本人が希望する場合は、勤務できるよう対応する。ただし、手洗いの徹底など二次感染防止を図る。
- ②勤務を休む場合は、特別休暇となる。

### 3 給食従事者から検出された場合

#### (1) 就業制限

腸管出血性大腸菌感染症の患者又は病原体保有者が勤務する場合は、調理業務等直接食品に触れる業務には従事できない。

(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第11条)



患者については24時間以上の間隔をおいた連続2回の検便で、また、病原体保有者については1回の検便で、いずれも病原体が検出されなければ、菌陰性が確認されたものとして就業制限の適用対象から除外される。

#### (2) 注意事項

- ①同じ職場内であっても、直接食品に接触する業務以外の業務に従事することは差し支えない。その場合は、健康観察と手洗いを徹底する。
- ②患者等の人権に十分配慮し、患者の隔離等を行わないこと等を踏まえ、就業制限の適用範囲がいたずらに拡大することのないように留意する。

### 4 教育委員会の対応

#### (1) 臨時休業 (学校保健安全法第20条)

腸管出血性大腸菌感染症の集団感染が発生した場合、又はそのおそれがある時、校長や学校医等と慎重に相談の上、臨時休業を行うことができる。

#### (2) 立入り調査や健康診断への協力

腸管出血性大腸菌感染症の患者が発生した場合、知事(保健所)等は、感染症予防法上必要と認める場合には、立入り調査および健康診断(検便)を行うことができる。そのために必要な協力を行う。

(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第15条、第17条)

#### (3) 臨時の健康診断

児童生徒、教職員、学校給食従事者が腸管出血性大腸菌感染症に感染した場合や予防上必要があるときは、臨時に健康診断(検便を含む)を行うことができる。

実施については校長や学校医および保健所と相談して判断する。

(学校保健安全法第13条第2項・同法第15条第2項)

## 5 学校の対応

### (1) 臨時休業

- ①臨時休業中における児童生徒等に対する生活指導、学習指導および保健指導を適切に行う。
- ②臨時休業後授業を再開する場合には、児童生徒等の欠席状況、罹患状況などを調査し、保健指導を十分に行う。  
必要があると認めるときは、さらに臨時休業その他の措置を講ずる。

### (2) 立入り調査や健康診断への協力

市町教育委員会の対応(2)と同様に対応する。

### (3) 調理従事者から検出された場合

- ①調理従事者から病原体が検出された場合、給食の実施についての判断および給食施設・校舎等の消毒の実施などについては、保健所の指導に基づいて慎重に対応を判断する。
- ②腸管出血性大腸菌感染症に感染した調理従事者に、雇用等の不利益が生じないよう配慮する。

### (4) 患者への配慮

- ①患者がいたずらに不安を抱くことがないように配慮するとともに、このことを理由にいじめなどの不当な扱いを受けることがないように万全を期する。
- ②患者等の人権に十分配慮し、児童生徒・保護者へ腸管出血性大腸菌感染症に関する正しい情報を提供する。

## V ノロウイルス食中毒対策について

### 1 調理従事者に下痢、嘔吐症状等、ノロウイルス感染の疑いがある場合

#### (1) 発症者の就業制限

(感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第11条)

- ①医療機関で検便を受けさせ、調理作業に従事させない。
- ②保健所、学校医等に相談して指示に従う。
- ③ノロウイルスが陰性であることが証明されるまでは、食品に直接触れる作業には従事させない。



#### <ノロウイルスの検便>

ノロウイルスの検出感度が高いRT-PCR法やリアルタイムPCR法による検査を依頼し、迅速な結果の通知を要請する。

#### (2) 調理場の対応

- ①他の学校給食従事者の検便を行う。
- ②家族も含めた健康観察を行う。
- ③調理場内を次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
- ④手洗いの徹底と、加熱後の食品に直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。
- ⑤和え物等の献立を変更する。
- ⑥中心温度の確認等、温度管理を徹底する。

#### (3) 症状が消失した後の注意事項

症状が消失した後も、10日間程度(長期時は1ヶ月程度)ウイルスの排出が続くため、下記の防止策を講じる。

- ①調理従事者に対する健康観察および手洗いを徹底する。
- ②加熱後の食品に直接触れない等、二次汚染防止を徹底する。
- ③和え物等の献立を避ける。
- ④中心温度の確認等、温度管理を徹底する。

### 2 教育委員会の対応

腸管出血性大腸菌感染症による食中毒が発生した場合の対応4と同様に対応する。

### 3 学校の対応

腸管出血性大腸菌感染症による食中毒が発生した場合の対応5と同様に対応する。

### 4 地域や学校内でノロウイルス感染症の流行の兆しがある場合

- ①終息するまでの間、和え物等二次汚染のリスクが高い献立を変更する等、配慮を行う。
- ②調理従事者の日々の健康観察、家庭内での健康管理、手洗い励行の徹底等、感染防止の注意を払う。

(参考資料)

## 患者の早期発見のためのチェックポイント

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「四訂学校給食における食中毒防止の手引き」による

### 1 欠席の原因を調査し、学校全体の欠席状況を把握

患者の早期発見のためには、下記のようなチェック表により学校での児童生徒および教職員等の様子を確認し、児童生徒の欠席の原因を調査する。また、学校全体の欠席状況を把握しておくことが必要です。

### 2 欠席者の家族や地域の食中毒発生状況を把握

チェック表に基づき、原因が学校給食の食中毒であるか、地域の感染症によるものであるのかを関係保健所等が判別できるように、欠席者の家族や地域の食中毒発生状況を把握しておくことが重要です。

## 1 児童生徒および教職員等の様子の把握

### 学校での様子

#### <児童生徒>

- 欠席者が多い (          人)
- 学校医に相談したか
- 体調の悪い児童生徒がいるか
  - 吐き気(発症日時:      月      日(    ))
  - 嘔吐 (発症日時:      月      日(    ))
  - 下痢 (発症日時:      月      日(    ))
  - 腹痛 (発症日時:      月      日(    ))
  - その他(症状:          )(発症日時:      月      日(    ))
- 体調の悪い児童生徒は、早退させたか

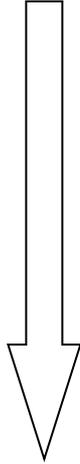
#### <教職員>

- 体調の悪い教職員がいるか
  - 吐き気(発症日時:      月      日(    ))
  - 嘔吐 (発症日時:      月      日(    ))
  - 下痢 (発症日時:      月      日(    ))
  - 腹痛 (発症日時:      月      日(    ))
  - その他(症状:          )(発症日時:      月      日(    ))
- 学校医へ相談したか
- 教職員の家族に体調の悪い者がいるか

## 2 児童生徒および教職員の欠席状況の把握

電話による欠席届時の

確認事項



欠席状況の把握

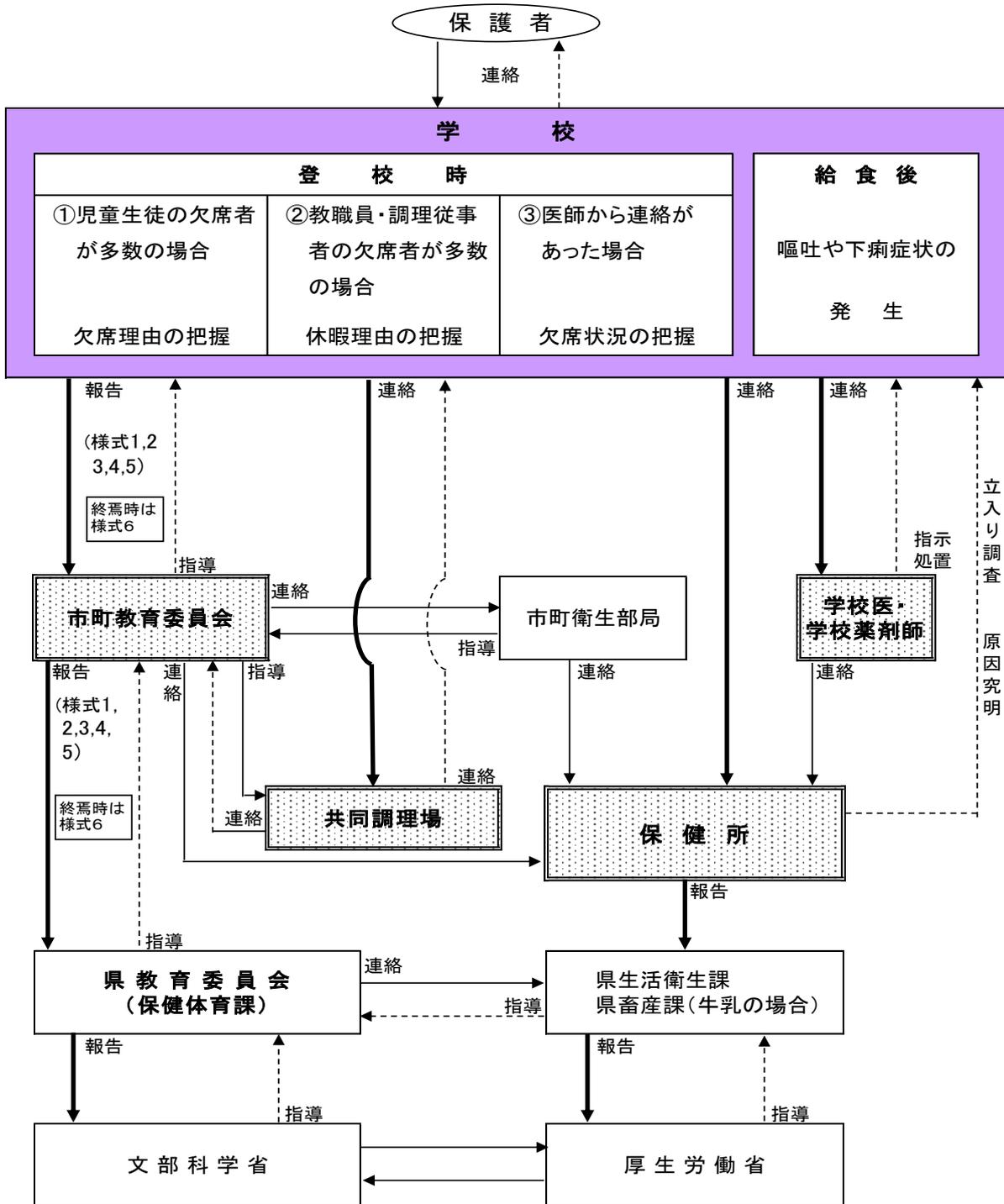
<欠席者の取りまとめ>

- 教育委員会へ報告したか
- 保健所へ連絡したか
- 学校医へ連絡したか
- 調理場へ連絡したか

- 何が原因での欠席か( )
  - どんな体調で、いつからか
    - 吐き気(発症日時: 月 日( ))
    - 嘔吐(発症日時: 月 日( ))
    - 下痢(発症日時: 月 日( ))
    - 腹痛(発症日時: 月 日( ))
    - その他(症状: ) (発症日時: 月 日( ))
  - 受診はしたか( 月 日( ) 病院・医院)
  - 家族の健康状態はどうか
    - (家族: )
    - (下痢、嘔吐、腹痛)
  - 嘔吐物は、適切に処理したか
  - 地域で食物を食べる集まりがあったか
    - ( 月 日( )、何を食べたか: )
  - 外食をしたか(どこで何を食べたか: )
- 
- 学校全体か
  - ある学年、クラス、階に限定されているか
    - (学年: )(クラス名: )(階: )
  - 教諭は欠席しているか( 人)
  - 他の学校の状況はどうか(嘔吐、下痢、腹痛)
    - (学校名: 、 人欠席)
  - 学校で食物が関係する行事が行われていたか
  - 欠席者の増加はいつからか( 月 日( ))
  - 全校集会等で嘔吐等があったか( 月 日( ))
    - その場合、誰が処理したか
      - (教職員、養護教諭、児童生徒)
  - 学年、クラス等で嘔吐、下痢の児童生徒がいたか
    - ( 年 組)
    - 嘔吐、下痢の児童生徒の便所使用後は、誰が清掃したか
      - (教職員、養護教諭、児童生徒)
  - 地域で食物を食べる行事が開かれていないか
    - ( 月 日( )、何を食べたか: )
  - 調理実習等が行われていたか

(参考資料)

### 食中毒発生時の緊急連絡体制(例)



参照: 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
「四訂学校給食における食中毒防止の手引き」

# 速 報

学校(共同調理場) → 市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課  
(様式1)

## 学校（共同調理場）における食中毒（疑い）の発生状況

市 町 名						担 当 課					
学 校 名 (共同調理場名)						電 話 番 号 (学校または調理場)					
発 生 日 時	令和      年      月      日 (      ) (      時      分)										
発症児童生徒数	1年	人	2年	人	3年	人					
	4年	人	5年	人	6年	人					
発症教職員数											人
主 な 症 状											
保健所への通報の有無	有					無					

- (注) 1 食中毒(疑い)の発生直後、すぐにFAXで報告すること。  
2 続いて様式2をFAXで報告すること。

学校(共同調理場) → 市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課

(様式2)

### 学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告

		市町名					
学 校 名 (共同調理場)		校長名 (所長名)					
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号					
受配校数 (共同調理場方式のみ記入)							
食 中 毒 等 の 発 生 状 況	発生日時	令和 年 月 日( 曜日)( 時 分)					
	発生場所						
	児童生徒数		男	女	計	備 考	
	患者等数	区 分					
		患 者 数					
		うち 欠席者数					
		年 月 日 現在	うち 入院者数				
			うち 死亡者数				
	主な症状						
発生原因 (判明している場合記入)							
献 立 表	(食中毒発生前2週間分の食品の判る献立表を添付)						

- (注) 1 食中毒発生直後直ちに様式1により報告をした後、速やかに本様式にてFAXで報告すること。患者数等に変動があったときは、本様式にて随時、報告すること。
- 2 職員について該当者があったときは、備考欄に当該人員を記入すること。
- 3 共同調理場における患者等数は、食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、受配校毎は別様にして添付すること。



学校 → 市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課  
(様式4)

### 食中毒発生経過に関する報告書

令和 年 月 日 報告

学 校 名 (共同調理場)		校 長 名 (所 長 名)	
学校・共同調理場の所在地		電 話 番 号	

1 発生日時 令和 年 月 日 ( )

2 発生場所

3 現在の状況

4 これまでの経過報告 ①発生状況(患者人数、主な症状等) ②対応の概要 等

日 時	経 過 の 説 明

学校 → 市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課  
(様式5)

### 食中毒発生に関する指示事項の確認書

令和 年 月 日 確認

学校名 (共同調理場)		校長名 (所長名)	
学校・共同調理場の所在地		電話番号	

1 指示を受けた日時 令和 年 月 日 ( )

2 指示を受けた機関  
(1) 保健所 (2) 学校医 (3) 教育委員会

3 指示事項および内容

日時	指示を受けた事項	指示内容(概略)

学校(共同調理場) → 市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課

(様式6)

### 学校における感染症・食中毒等発生状況報告

1 学 校 名																		
2 学校の所在地																		
3 感 染 症 ・ 食 中 毒 等 の 発 生 状 況	(1)病 名																	
	(2)発生年月日																	
	(3)終焉年月日																	
	(4)発生の場所																	
	(5)患者数・欠席者 数および死亡者 数	区 分	児童生徒等数			患者数			欠席者数			入院者数			死亡者数			備考
		学 年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
		第1学年																
		第2学年																
第3学年																		
第4学年																		
第5学年																		
第6学年																		
計																		
(6)発生の経緯																		
4 患者および死亡者 発見の動機																		
5 感染症・食中毒の 発生原因																		
6 感染症・食中毒の 感染経路																		
7 臨床症状の概要																		
8	(1)学校の処置																	
	(2)学校の管理機関 の処置																	
	(3)保健所その他の 関係機関の処置																	
9 市町教育委員会 の処置																		
10 その他の参考とな る事項																		

(注) 1 感染症・食中毒等が発生した場合、直ちに「様式1」「様式2」によりFAXで報告すること。

2 職員について該当者があつたときは、(5)備考欄に当該人員を記入すること。

3 共同調理場の場合は、(5)に感染症・食中毒等の発生した受配校の総計を記入し、各受配校については、別様にして添付すること。

各市町教育委員会 → 県教育委員会事務局保健体育課

(様式 7)

## 食中毒連絡体制報告書

令和 年 月 日

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長 様

市町教育委員会

食中毒連絡体制について次のとおり対応します。

1 対応者

2 連絡先

電 話

F A X

メー ル

3 休日連絡先

対応者

電 話

F A X